

春日部市立小・中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例の一部を
改正する条例

春日部市立小・中学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例（平成17年
条例第174号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引
かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第2条 学校医等は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事し、その職務執行の基準は、<u>学校保健安全法施行規則</u>（昭和33年文部省令第18号）<u>第22条から第24条まで</u>の規定に準ずるものとする。</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 学校医等は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事し、その職務執行の基準は、<u>学校保健法施行規則</u>（昭和33年文部省令第18号）<u>第23条から第25条まで</u>の規定に準ずるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。